

【計測・分析機器利用上のガイドライン】

1. 機器利用とは、利用申込者本人が機器を利用することをいいます。
2. 本学において初めて利用される場合など、本学技術職員又は教員による指導を必要とする際には、操作指導料を別途請求させていただきます。
3. 本学の施設を利用するにあたっては、当該計測・分析機器の利用料の他、施設利用料を別途請求させていただきます。
4. 計測・分析機器の利用に際して、消耗品やガス等必要なものについては実費相当額を別途請求させていただきます。
5. 機器利用、操作指導及び施設利用時間は、原則実稼働時間とし、1時間単位とします。但し、1時間未満の使用にあたっては、1時間として取り扱います。
操作指導に要する時間も利用時間に含まれます。
6. 利用上の不注意により、機器に故障又は損害を発生させた場合には、修理に要する費用を請求することがあります。